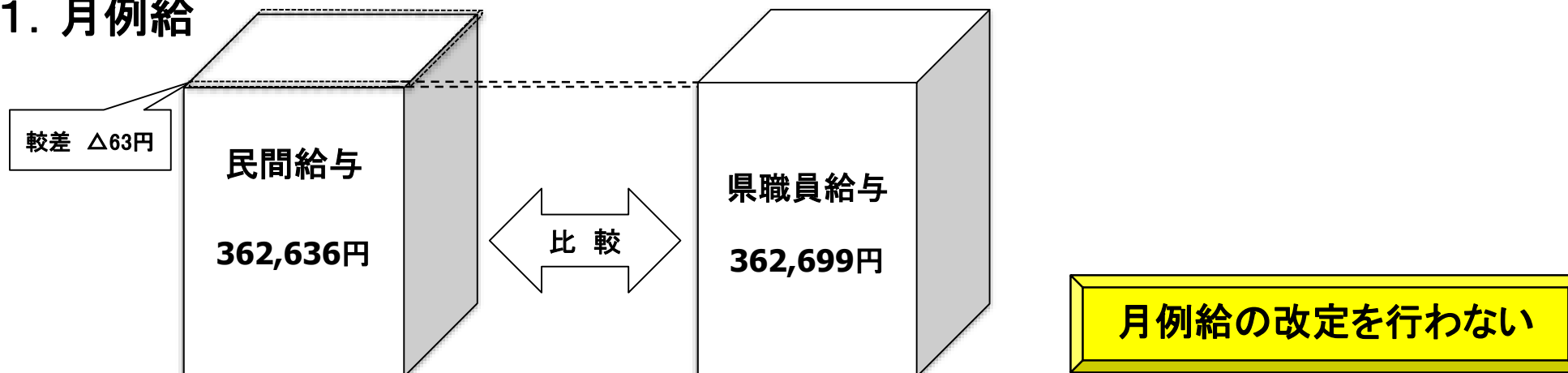


民間給与との較差に基づく給与改定

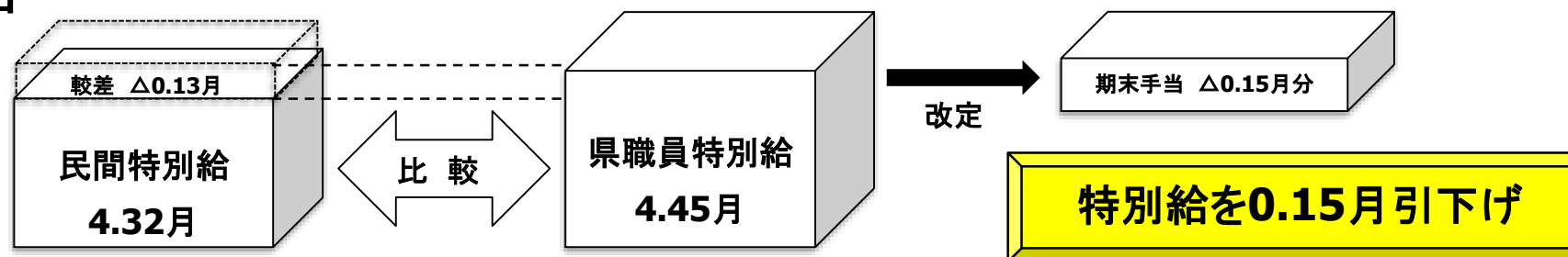
月例給については、県職員と民間従業員の本年4月分給与をラスパイレ方式で比較した結果、県職員給与が民間給与を63円上回っていました。民間給与との較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととしました。

特別給(ボーナス)については、県職員の特別給の年間平均支給月数が、民間の年間平均支給月数を0.13月分上回っており、民間支給割合(月数)との均衡のため、以下のとおり、給与の改定の勧告を行いました。

1. 月例給



2. 特別給



※ 特別給の支給割合は、0.05月単位で改定を行っています。